

# 同意書

(保育士を応援する貸付金用)

記入日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

- 1 申請者は、大阪府保育士就職準備金貸付または未就学児を持つ保育士の保育料一部貸付、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金一部貸付の実施要綱を承諾のうえ、貸付申請および個人情報利用に関する事項に同意いたします。
- 2 連帯保証人は、大阪府保育士就職準備金貸付または未就学児を持つ保育士の保育料一部貸付、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金一部貸付の実施要綱、連帯保証人の責務等を承諾し、個人情報利用に関する事項に同意いたします。
- 3 申請者および連帯保証人は、反社会的勢力等に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを約束します。

申請を行う貸付事業の全てに☑をしてください。

- 大阪府保育士就職準備金貸付
- 未就学児を持つ保育士の保育料一部貸付
- 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金一部貸付

各項目をご確認、ご理解のうえ、必ず☑をしてください。

- 「連帯保証について」、「情報提供義務について」、「個人情報の取扱いに関する同意事項」、「大阪府社会福祉協議会 保育士修学資金貸付等制度 実施要綱・要領 (抜粋・集約)」を十分読み、理解しました。  
(1 ページから 4 ページまですべて印刷し添付してください)

- 申請者および連帯保証人が、各々自署しました。  
(代筆は不可です)

申請者 (借受人) 自署 \_\_\_\_\_

連帯保証人 (予定) 自署 \_\_\_\_\_

## 【連帯保証について】

### ① 連帯保証人の責務について

申請者 (以下、借受人) に貸付要綱の規程通りの返還をいただけない場合、借受人に代わり、連帯保証人に返還いただくことになります。

### ② 連帯保証人の特徴について

連帯保証人は、次の事由がある場合においても府社協からの返還の請求を拒むことはできません。

- ア 府社協が修学生へ返還の請求を十分に行っていないこと。
- イ 借受人が資産を有していること。

### ③ 連帯保証人の責任の範囲について

複数の連帯保証人がいる場合であっても、連帯保証人それぞれが、借入金、延滞利子並びに借入金から生じる一切の債務の全額について責任を負担することになります。

## 【情報提供義務について】

### ① 申請者から連帯保証人 (個人) への情報提供義務

申請者は、連帯保証人になることを他人に依頼する場合、連帯保証人になるかどうかの判断を助けるために、申請者の財産や収支の状況、申請する債務以外の債務の金額や履行状況等に関する情報を提供しなければなりません。

### ② 連帯保証人 (個人および法人) から府社協に対して求められる情報

連帯保証人は、府社協に対して、主債務についての返還の状況に関する情報の提供を求めることができます。

## 【個人情報の取扱に関する同意事項】

### ① 個人情報の利用目的および取得について

本事業を適正かつ円滑に行い、本事業利用者の学業および就業の促進、ならびに質の高い保育士の養成確保に資すること、債権保全を目的とします。

本会は、本事業の運用に際して個人情報を取得するときは、必要な情報のみを適法かつ適正な方法により取得します。

### ② 個人情報の利用について

本事業において、個人情報を利用する場合は、上記による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

ここでいう第三者は、修学している学校(研修施設)、業務従事先事業所、他の社会福祉協議会、福祉事務所、警察、市町村など行政機関、業務委託機関等をさします。

### ③ 個人情報の本事業目的以外への利用及び第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく本事業の目的以外に利用すること、および上記〈個人情報の利用について〉による場合と法令に基づく場合を除き、第三者への提供はいたしません。

### ④ 個人情報の本人への開示について

本会が管理する個人データ(本会個人情報保護規定による「保有個人データ」に限る)について、その開示の申し出がされた場合については、身分証明書等により本人であることを確認したうえで開示します。

### ⑤ 個人情報の種類(本事業にかかわって取得・利用する個人情報)

- |                           |                  |               |
|---------------------------|------------------|---------------|
| ①貸付申請書                    | ②住民票(謄本)         | ③保育士資格証明書     |
| ④貸付決定・不承認通知書              | ⑤同意書             | ⑥借用証書         |
| ⑦印鑑登録証明書                  | ⑧源泉徴収票又は住民税課税証明書 |               |
| ⑨振込先金融機関の通帳など(写し)         | ⑩勤務・採用(予定)証明書    |               |
| ⑪現況報告書                    | ⑫業務従事期間証明書       | ⑬返還計画書        |
| ⑭返還猶予申請書                  | ⑮返還免除申請書         | ⑯各種 決定・不承認通知書 |
| ⑰前職の状況を証明するもの(離職票、年金定期便等) |                  |               |
| ⑱保育所等における勤務の時間帯が記載された書類   |                  |               |
| ⑲利用者負担額(保育料)決定通知書         |                  |               |
| ⑳その他会長が必要と認める各種届及び書類      |                  |               |

## 【大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付等制度 実施要綱・要領(抜粋・集約)】

～貸付後の留意点～

### 要綱(返還の債務の当然免除)

第7条 大阪府社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 大阪市及び堺市を除く大阪府内(以下「区域」という。)に所在する保育所等における児童の保護等(以下「返還免除対象業務」という。)に2年間引き続き従事したとき。なお、災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合は、引き続き返還免除対象業務に従事しているものとみなす。ただし、従事期間には算入しない。

また、従事先の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、区域外において返還免除対象業務に従事した期間については、従事期間に算入して差し支えないものとする。

(2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

### 要綱(返還)

第8条 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、下記、返還期間内(返還債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間を合算した期間)に、会長が定める金額を返還しなければならない。

(返還期間…大阪府保育士就職準備金貸付：6カ月間、未就学児を持つ保育士の保育料一部貸付：1年間、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金一部貸付：2年間)

(1) 貸付契約が解除されたとき。

(2) 対象区域内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。

(3) 対象区域内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

### 要領(届出義務)

第14条または第15条 借受人は、次の各号の一に該当したときは、直ちにその事実を証する書類を添えて、会長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。(2) 休職、復職、停職したとき。(3) 貸付けの貸与を辞退するとき。

(4) 連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に変更があったとき。(5) 区域内において業務従事先を変更したとき。

(6) 区域内において児童の保護等に従事しなくなったとき。(7) 借受人の扶養する未就学児に係る保育料等が変更もしくは不要となったとき。

2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。

3 第1項から前項までの規定による届出は、借り受けた貸付金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

### 要綱(延滞利子)

第11条 会長は、借受人が正当な理由がなく貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。